

工事監督における  
ワンデーレスポンスの手引き

平成23年4月  
富山市  
工事検査連絡会議土木部会

## 1 背景

公共事業等の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、平成18年9月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において「中間とりまとめ」（以下、「発注懇中間とりまとめ」という。）が報告され、この中においては、各種取組みについて具体化したものから順次実現させることとされており、小循環（個々の工事において品質の高い成果が確実に得られる仕組み）を構築するための具体的な取組みの一項目として「現場の問題発生に対する迅速な対応（＝ワンデーレスポンス）」の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が明記されている。

ワンデーレスポンスとは、監督員が個々において実施していた「現場を持たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現する取組みである。

## 2 意義と目的

### （1）品質確保への取組強化の一方策

「発注懇中間とりまとめ」の中では、発注者の品質確保への取組強化として、①施工プロセスを通じた検査への転換、②現場の問題発生に対する迅速な対応、③適切なペナルティの検討、の3項目が掲げられている。

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生しているとの指摘がある。そのため、発注者は「速やかな回答」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

### （2）工事の効率化

公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内で工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、発注者と受注者間が意思疎通を図り適切な工程管理を行うことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始を行うことでメリットが発生する。

## 3 期待される効果

### （1）手待ち

現場施工の中で発生する受注者からの質問や協議等に対し、速やかに回答することにより現場での手待ちが減少し、効率的な現場施工が可能となる。

また、即日回答が困難な案件についても、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認し、回答日を予告することにより、現場では次の段取りが可能となる。

(2) コミュニケーションの向上による経験・技術力・判断力などの伝承

受注者からの質問や協議に対し、判断材料が揃っていれば現場の担当者はすぐに上司に相談できるため、発注者内部での意思決定も速やかに行われる。また、発注者側の意思決定を効率的に行うことは、それに要するマンパワーが少なく済むほか、内部のコミュニケーションが活性化することになる。

基本は、すばやい「報告・連絡・相談」であるため、相談された上司も素早いレスポンスが要求される。部下はその様を目の当たりにすることにより自発的なOJT(職場研修)が実施され、コミュニケーションの向上や技術の伝承につながる。

(3) 報告・連絡・相談による情報共有の実現

受注者と発注者、あるいは監督員間で頻繁に報告・連絡・相談等が行われることから、現場の問題点や進捗状況等の情報が共有され、様々な視点からの把握が可能となる。

また、工事の進捗管理と発注者の役割分担（いつ、何をしなければならないか）を具体的に把握することができる。

(4) スピード感を要求されることによる緊張感や意識改革

効率的な現場施工により各作業の工期がタイトになれば、下請負者を含む関係者は一日一日の仕事に対し、緊張感を持って段取りよくコミュニケーションを図りながら行う必要があるため、効率的な作業が期待できる。

また、発注者の「技術力」も必要となるため、学習や知識の蓄積が不可欠となり、すばやい対応を要求されることから緊張感が生じ、業務に対する意識の改革につながる。

(5) 現場トラブル拡大の防止

受注者が綿密な施工計画に基づいて工程管理を行うことは、工事の先々を予測し見通しながら先手の対応を可能とし、不測の事態が発生した際の対応が適正に行われることが期待できる。

また、受注者からの質問や指示依頼が速やかに、かつ適正に行われることにより回答を早く返すことができる。このことは、トラブル発生の際のレスポンスタイムを短縮するばかりでなく、トラブルの拡大を防ぐことにもつながる。

(6) 行政サービスの向上

工事目的物が早期に完成することは、その効果を早く市民に提供できると同時に、工事現場周辺の住民への影響を少なくできるため、行政サービスの向上という発注者責任を果たすことになる。

#### 4 実施方法

##### (1) 設計書作成時の確認

設計書作成時に支障物件の有無、用地買収の完了

- ・未了について確認し、できる限り工程上の支障案件を回避する。

##### (2) 当初打合せ時の工程確認

当初打合せ時に工程上支障となる事項等について互いに確認する。必要があれば、工程調整会議等も積極的に活用する。

##### (3) 工事施工時のワンデーレスポンス

ア 受注者に対して別に定める回答期限の目安を事前に提示した上で、協議時の回答希望日を確認する。

イ 受注者から受けた協議文書（工事打合せ簿）は、直ちに担当係長および担当課長に提出する。

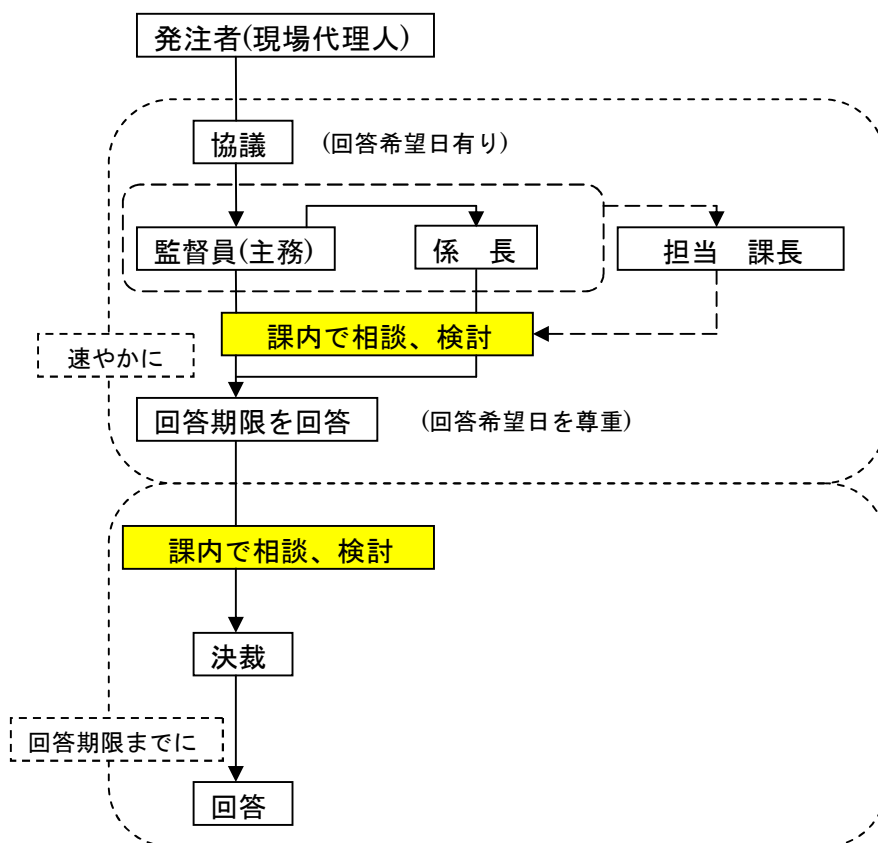
ウ 受注者からの協議等について、別に定める回答期限の目安を参考にしながら課内で検討した上で、決裁をとり回答期限までに「回答」する。

##### (4) 複数人による現場対応

業務に支障のない範囲で、複数人（主務、副主務その他）で現場対応を行う。

##### (5) 実施における留意点

「ワンデーレスポンス」の取組みは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務を行うための取組みであり、工事の監督および検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。



#### (6) 特記仕様書への記載

特記仕様書に次の文を記載する。

##### 第〇条

#### 1 この工事はワンデーレスポンス試行工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、

- ① 工事発注に先立ち、事前に想定される手待ちとなる要因を確認すること
- ② 請負者との綿密な打合せと情報共有
- ③ 請負者からの協議等に対する「速やかな」回答

を実施する取組みである。

#### 2 請負者は、計画工程表の提出にあたり、工程上支障となる事項等を、監督員とともに確認するものとする。

#### 3 請負者は、工事施工中に発生する様々な問題について、請負者の意見を付して速やかに監督員へ報告するものとする。また、併せて回答希望日を報告するものとする。

#### 4 請負者は、ワンデーレスポンスの効果・課題等を把握するために調査等の実施の際には、協力するものとする。

## 回答期限の目安（案）

### 1 日以内

- ・ 使用材料の規格の変更(特記仕様書等で明記のあるもの)  
(例)コンクリート配合の変更
- ・ 概数発注による詳細測量結果報告による指示(承諾)
- ・ コンクリート殻・発生土等の処分地変更
- ・ 構造物取壊し数量の変更
- ・ 既設構造物との取合い(擦りつけ)
- ・ 施工計画(任意事項)の変更によるもの

### 3 日以内

- ・ 施工計画(指定事項)の変更によるもの
- ・ 工種が追加・変更となるもの
- ・ 舗装構成(CBR試験によるものなど)の変更
- ・ 工事中止命令
- ・ 地元要望で、関係者と協議を要しないもの

### 7 日以内

- ・ 他関係機関との調整を要するもの
- ・ 地元要望で、関係者と協議を要するもの

### 7 日超え

- ・ 別途調査が必要なもの
- ・ 変更契約が必要なもの